

第2回原子力安全対策プロジェクトチーム会議

～島根県と合同で実施した島根原子力発電所
防災訓練の実施を受けて～

【日時】平成24年2月22日 16:00～17:00
【場所】県庁第2庁舎 災害対策室ほか



次 第

あいさつ

1 内 容

(1) 訓練を通じて参考となった事項
(よかったと思われる事項)

(2) 訓練を通じて明らかになった問題点と検討の方向等

(3) 新たな課題と今後の検討の方向等

(4) その他

2 その他

プロジェクトチーム設置

1.目的 島根原子力発電所に関する防災対策の実施に関する企画

2.チーム長 知事

3.副チーム長 副知事

4.構成メンバー

未来づくり推進局長、行財政改革局長、地域づくり支援局長、文化観光局長、福祉保健部長、健康医療局長、生活環境部長、衛生環境研究所長、経済通商総室長、農林水産部次長(技術)、県土整備部次長(技術)、各総合事務所長、会計指導課長、経営企画課長、病院局総務課長、教育次長、警察本部警備第二課長

5.ワーキンググループの設置

全体又は個別課題毎に課長級等で構成するワーキンググループを設置

6.事務局長 危機管理局長

7.事務局 危機管理局(危機対策・情報課)

8.設置期間 防災対策の実施体制構築までの間(2~3年度)

[危機管理局] 訓練

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)
(訓練企画に対する意見は別途検証)

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等
(訓練企画に対する意見は別途検証)

3 新たな課題とその検討の方向等

●訓練の深化

→今後も、島根県との訓練を合同で実施する方向で調整中

→併せて、鳥取県の独自訓練として、図上訓練、特定のテーマを決めての機能別訓練(本部運営訓練、初期被ばく医療訓練、スクリーニング訓練等)、避難元・避難先それぞれの住民避難訓練等を組み合わせながら、計画等の検証と技術等の向上に努める方向で検討

[危機管理局] 災害対策本部活動等

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

●島根県、オフサイトセンター(OFC)間で人形峠の原子力防災ネットワークシステムでのTV会議の有効性を確認できた。

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

●原子力防災情報に必要な情報の共有

→情報共有のため、災害対策本部、現地災害対策本部、西部消防局、米子市・境港市、OFC、衛生環境研究所間の情報共有システムの構築を国に要請

(当面、情報連絡員によるモバイルPCにより県危機管理データベースで対応)

●原子力専門家の活用

→国に派遣要請するとともに、本県の専門家をできる限り、対策本部災害対策本部と現地災害(優先順)に招集、その補完措置としてホットラインを構築

●原子力関係資機材(モニタリング・個人防護・除染資材等)の充実

→必要数を確認、24年度の国の交付金を活用して整備するとともに、国、他県、中国電力にも支援要請する方向で検討 (当面、中部総合事務所配備の原子力関係資機材(人形峠用)の西部総合事務所への約半数配備替えにより対応)

3 新たな課題とその検討の方向等

●トップ間の意見交換ツールとしての米子市・境港市間等のTV会議システムの構築

→24年度の国の交付金を活用して整備(県、西部総合事務所、米子市・境港市、衛生環境研究所)

(整備完了までは、米子市・境港市間はWEB会議で対応、西部総合事務所は県の間のみTV会議可能)

●モニタリングデータ共有のためのシステムの構築

→24年度の国の交付金を活用して島根県、中国電力(原発敷地内)、鳥取県のデータ共有のためのシステムを構築する方向で検討 (データ共有の観点から、県庁、西部総合事務所、西部消防局、米子市・境港市、衛生環境研究所間で確認可能なシステム)

●西部総合事務所の現地確認、現地災害対策本部運営、モニタリング等による負担の増大

→職員応援体制を充実する方向で検討

[危機管理局] 住民避難対応訓練

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

●各部署等が、住民避難対応訓練を通じて、現時点における課題・今後の対応について認識するとともに、各部署等間の情報を共有することができた。

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

●住民避難のための移動の統轄

→移動を統轄する組織を検討

●移動手段の確保(輸送力の確保)

→鳥取県・島根県にわたる事案であり、鳥取県内でバスの必要数を確保することが困難で、自衛隊・海上保安庁等による支援も必要であることから、島根県と連携して国による全体調整を要請

→バス避難を基本としつつ、JRや自家用車等の利用についてもシミュレーション中

(H23年10月の島根県等との原子力防災連絡会議作業部会の中間報告に基づく検討)

3 新たな課題とその検討の方向等

●自主避難による交通渋滞防止のための住民への周知・広報

→4日間段階的に避難することの安全・的確性を検証の上、周知・広報

(専門家による意見聴取、国への要請)

●時間帯、平日、休日等での避難態様の変化

→平日、昼間の時間帯の学校・会社等からの帰宅を踏まえた状況を基本として計画草案を修正、各種条件の計画策定を検討

[危機管理局] オフサイトセンター活動

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

●10条事象における現地事故対策連絡会議は情報の共有が主目的であることを確認できた。

→鳥取県・島根県にわたる事案であり、迅速な対応が求められることから、10条事象の段階から国が主導するよう要請 *10条事象の段階で経済産業省は警戒本部を設置(大臣が本部長)

*現地事故対策連絡会議においても国に対して支援等を要請することは可能

●衛星携帯電話は執務室では使用不可(南側は階段) →屋外アンテナも含め再検証を予定

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

●統轄監のスタッフ要員の構成

→統轄監の最終判断を補佐するスタッフ・統轄監到着までの間の代理要員(西部総合事務所)を人選

→原子力専門家についてはホットラインにより対応するとともに、オフサイトセンター(OFC)に派遣される国の原子力専門家の助言を受ける方向で検討

●OFC機能班の要員派遣

→島根県等と合同で構成

*スタッフ・機能班の構成においては、現地災害対策本部、島根県庁連絡員、現地確認要員を総合的に判断し人員配分・人選する方向で検討(ただし、OFCの執務スペース上、人員数に制限あり)

●統轄監のスタッフのためのハードの整備

・通信手段(電話、FAX、PC、衛星ネットワーク等)、執務スペース等について、OFC等と調整しつつ国・島根県に要望する方向で検討

3 新たな課題とその検討の方向等

●緊急車両の整備等

OFCへ短時間で到着するため、①緊急車両(指定要請)を使用、②協定10条事象の段階(原災法10条事象が予期される場合)で統轄監が県庁を出発する方向で検討

*統轄監が到着するまでの間、TV会議、地図データ等の情報共有ツールにより、OFC、県との連携を保持する方向で検討(情報共有ツール整備を国に要請)

[福祉保健部] 安定ヨウ素剤予防投与

- 1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)
 - 一連の手順に要する時間が明らかになった
 - 問診票記載、副作用説明、問診、服用に1家族(3人)あたり15分要した。
 - 今回10人程度スタッフにより3ラインで対応し、7家族13人に服用を終えるのに35分かかった。
- 2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等
 - ①副作用説明、問診を医療専門職が住民一人一人に行う方式では、大量の避難者に対応することは不可能
 - わかりやすい説明資料による集団指導(効用・副作用)方式を検討する。
 - 医療専門職以外の者(一次集合場所の市町村職員、学校の教員、社会福祉施設職員等)による投与も検討する。また、日常的な安定ヨウ素剤の効果・副作用等の広報が必要
 - ②安定ヨウ素剤の投与指示・投与基準について、現在、原子力安全委員会被ばく医療分科会で、住民に身近な組織があらかじめ定められた直接測定可能な基準により判断する方向性で検討中。
 - 原子力安全委員会被ばく医療部会での検討状況を注視しながら検討を進める。
 - ③甲状腺内部被ばく抑制効果は、被ばく後時間の経過に従い急激に低下するため発災後即応するため、各家庭・学校・社会福祉施設等への事前配布を検討する必要がある。
 - 原子力安全委員会被ばく医療部会での検討や避難計画の検討状況を注視しながら検討を進める。
 - ④丸薬を服用出来ない乳幼児に、被ばくが予想された段階や被爆直後に短時間に投与するため、調剤・投与場所の設定や調剤を行う薬剤師の確保が必要
 - 薬剤師会の調剤業務への協力について、内諾が得られているので避難計画等に併せて具体案を検討する。
 - (16日の訓練には薬剤師会会長・副会長が参加し調剤を行った)
- 3 新たな課題とその検討の方向等
 - 事前に配布するとした場合(特に各家庭配布)、紛失、用法を守らない誤飲、有効期限管理、転入等への対応等解決すべき課題が多い。また乳幼児用の水剤は保存期間が24時間であり事前配布は不可能
 - 事前配布の範囲について、原子力安全委員会被ばく医療部会での検討や避難計画の検討状況を注視しながら検討を進める。

[中部総合事務所] 安定ヨウ素剤投与実働訓練

- 1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)
 - 所要時間が把握できたこと → 対策を見直す契機になった
 - 安定ヨウ素剤投与 1家族当たり 15分(受付～投薬)
 - * 今回は7家族、13名に対し、問診対応保健師3名、薬剤師5名、受付事務3名、医師1名 計12名
- 2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等
 - 仮に多くの住民が集まる一時集結所で投与するとした場合、
 - ・問診票記載や問診・副作用説明に時間を要し、住民が滞留して混乱を招く恐れがある
 - ・対応するスタッフが確保できるかどうか
 - ・40歳以上は従来投与不要とされているが、希望により投与となった場合、より混乱を招く恐れがある
 - ・一時集結所に集まらずに、自主避難する住民への投与をどうするのか
 - 予防投与であり、4日間かけて順次避難する場合、一時集結所での投与では遅すぎるのではないか
 - 誰がいつ服薬の指示を出すのか
 - ⇒☆国の検討状況を注視しながら、丸薬については服用方法・副作用説明書とともに、各家庭や学校、福祉施設等に事前に配付することを検討すべきではないか
 - * 子ども用の溶剤については、国の検討状況を注視しながら、速やかに投与できる場所を検討
 - ☆服薬指示は、国の検討状況を注視しながら、首長判断のもと保健所長(医師)が指示できないか検討
- 3 新たな課題とその検討の方向等
 - 事前配布とした場合、服薬・副作用説明、管理(紛失等)や有効期限等への対応
 - ⇒☆服薬・副作用説明は、丸薬とともにパンフレット等を配付
 - 紛失には、一時集結所での配布、避難バス内での配布、避難時のスクリーニング時配布等を検討
 - ☆学校、福祉施設等への事前説明 及び 児童・生徒への教育(知識の普及)
 - 観光客に対する投与 ⇒☆観光施設等に、丸薬・パンフレット等をセットしたものの事前配付を検討

[西部総合事務所] 安定ヨウ素剤の投与

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

- 境港市・米子市の住民避難計画とリンクした形(一時集結所・避難所等)で実施する必要性があり、市町村との協力体制が肝要。
- 一時集結所で投与する場合、専門スタッフの到着を待つと遅くなるため、市町村や学校等に配布対応をお願いすることも考えられる。
- 配布(対応)が可能な人材育成やヨウ素剤の一時集結所等への事前配備と適切な管理が必要。
また、避難移動中や避難先での配布等状況に応じた複数の体制を整備しておく必要がある。
- 乳幼児への投与は調剤が必要であり、薬剤師会へ協力依頼及び該当者数の事前把握が必要。
また、調剤のタイミングと配布方法を検討する必要がある。(安定性の問題で作り置きができない。)
- 乳幼児や小中高生等未成年者への投与については、保護者の承諾を事前に得ておく必要がある。(保護者と連絡が取れないことが想定されるため。)
- 事故発生後速やかな投与が必要であり、住民への事前の広報・教育(パンフレット配布等)が必要。(ただし、パニックにならないよう適切な内容とタイミングで)
- 西部総合事務所として、どのような対応が必要となってくるのか、職員全体が最低限のことは認識しておくべき。(時間が勝負であり、西部圏域で避難前にほぼ完結すべきこと。)

3 新たな課題とその検討の方向等

- 小児や妊産婦(及びその家族)については、最優先して避難する必要がある。
- 現地に長期間滞在する必要がある者(特に40歳未満)については、そのリストアップや安定ヨウ素剤の継続的投与等のフォローが必要。
- 原子力防災に関する基礎的な理解、スクリーニング方法、ヨウ素剤の投与方法等について、福祉保健局あるいは西部総合事務所として職員研修を行う必要がある。
- 市町村保健部局との情報交換や研修会も必要。(ただし、被災後、市町村は要援護者の対応が優先され、専門職の関与は困難。)
- 島根県から南部町等への被災者の受け入れ時の対応も検討しておく必要がある。

[福祉保健部] スクリーニング

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

- ・スクリーニング会場での住民の導線が確認できた。
- ・各場面での所要時間を測定し、検査時間の大きな把握ができた。
- ・訓練終了後の参加者、見学者による検証会で、マニュアル作成につながる具体的な課題がでた。

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

- ①避難住民等(7万人以上)のスクリーニングに迅速に対応するためには、スタッフの確保が困難
→効率的なスクリーニングの実施方法について専門家との協議、検討が必要
→住民に、避難までの自主的な除染方法を事前周知し、実行していただく(被ばくリスクの低減)
- ②関係機関による避難住民等の事故当日の行動・スクリーニング・除染履歴(証明)の情報共有が必要
→必要情報の整理、住民の履歴持参の工夫(複写式記録用紙、会場にコピー機設置等)
- ③汚染により廃棄した避難住民等の衣類、くつ等の供給が必要
→供給品の確保の検討、廃棄に対する住民への事前周知が必要(①の自主的な除染と併せて周知)
- ④サーベイメータの整備、スクリーニング担当者の養成が必要。
→専門家による研修会、定期的な勉強会を開催する。

3 新たな課題とその検討の方向等

- ・さまざまなケースの避難住民(車いす、要介護者、難聴者、外国人等)に配慮した効率的なスクリーニングの実施について検討が必要
→会場内に専用のブースを設置する
→わかりやすい説明資料(図、映像等)の設置、通訳者の配置等を検討する

[中部総合事務所] スクリーニング実働訓練

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

- 健常者のスクリーニング・除染に係る所要時間が把握できたこと
スクリーニング: 2~3分 除染: 5分(顔4分、衣服の更衣1分) 健康相談: 1分
- スクリーニングのサーベイメータ測定は前後各1人の2人体制で実施 → 時間短縮
* 今回は7名に対し、医師1名、診療放射線技師1名、保健師2名 受付事務1名 計5名

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

- 65千人が4日間で避難し、避難所でスクリーニング・除染を行うのは、タイミング的に遅いと思われる
- 220カ所の避難所で65千人に対応するサーベイメータ及び検査スタッフの確保
* 1時間で20人/2台 → 4日間で完了させるためには、16時間稼働で約51チーム(延203チーム)
- 手洗い、洗髪など、除染するための給排水設備が整備された会場の確保が必要
* 洗髪の場合は、シャワー設備があることが望ましい(* 地震災害がある場合はライフラインの確認要)
- スクリーニング・除染の履歴(証明)が必要
・ 被ばく医療機関での二次除染の際の情報や避難所における除染の証明
→ ☆ 避難までに自主的に除染できる方法について事前周知し、実行していただく → 被曝リスクを低減
☆ サーベイメータの整備、測定スタッフの養成(操作に資格は不要のため、研修で習熟)
☆ スクリーニング・除染の履歴を持参できる工夫(複写式の記録用紙、コピー機の配置等)

3 新たな課題とその検討の方向等

- スクリーニング用の機器等が不足⇒機器購入と人材確保のため人形峠環境技術センターへの協力要請
- 車椅子使用者等要援護者はスクリーニング・除染に時間がかかるため、効果的な方法の検討が必要
- 聴覚障がい者や外国人に配慮した説明が必要
→ ☆ 一般と要援護者・障がい者等のブースを分離。車椅子の者は、ベッド又はストレッチャーに移動し測定
☆ 図や写真等視覚でわかる説明資料や外国語併記の説明資料を作成

[西部総合事務所] スクリーニング・医療救護

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

- 境港市・米子市の住民避難計画とリンクした形(避難所等)で実施する必要性があり、市町村との協力体制が肝要。
- 放射線技師会等へ協力依頼や病院との連携が必要。
- スクリーニング会場は西部圏域に複数箇所設置し、住民に周知するとともに、住民不安に対応する必要がある。(スクリーニングに当たっては緊急度に応じて優先順位を付すことが必要。)
- 住民への事前教育や現場でのパニック解消等への対応が必要。
- サーベイメータの使用法の習得等を含め、西部総合事務所としてどのような対応が必要となってくるのか最低限のことは認識しておく必要がある。
- 島根県からの医療救護の必要な者の受入れ等、西部地区の医療救護体制について、受入医療機関等と連携を密にしておく必要がある。

3 新たな課題とその検討の方向等

- 島根県から南部町・大山町等へ避難した者のスクリーニング体制も検討しておく必要がある。
- 30km以内からすぐに避難できない関係者は常に線量計を着用し、被ばく量を確認できるよう体制を整えておくことが必要。
- 他県からのスクリーニング業務応援者の受入や全体の調整を適切に行う必要がある。
- 西部圏域における当面の対応として、先進地(島根県・福島県等)からの情報を入手し、市町村他関係機関・者と協議しながら検討を進めていく必要がある。

[福祉保健部] 被ばく医療

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

- ①避難所(救護所)から医療機関への被ばく患者の搬送機関(消防局)との連絡・連絡体制の確認ができた。(避難所⇒県民局(現地対策本部)⇒消防局)
- ②搬送の際の救急車輛及び救急隊員の防護対策等が確認できた。

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

- ①救急搬送の際に被ばく医療の専門家に同行して欲しい旨の要望が救急隊員からあった。
→ 救急搬送の際、常に専門家が同行することは難しい。医療従事者に加えて救急隊員に対しても被ばく医療の教育・訓練を行い一定の知識を得ていただくことを検討。
- ②スクリーニング・除染結果を搬送先被ばく医療機関に引き継ぐための仕組みが必要である。
→ 災害時に使用するトリアージタグのような複写式の記録用紙等を検討。
- ③除染後の傷病者で急を要しない者の医療機関への搬送手段は、救急車でなくても良いのではないか。
→ 搬送手段の確保について、消防機関、自衛隊、市町村等と検討。

3 新たな課題とその検討の方向等

- ①平日の午前でもあり医療機関での受入訓練の実施に至らなかった。早期に被ばく医療機関を指定し、医療従事者の教育・訓練を行う必要がある。
→ 早急に二次被ばく医療機関及び初期被ばく医療機関を指定するよう医療機関と協議し、了承が得られた医療機関から順次指定。その後、早期に教育・訓練を行うことを検討。

[福祉保健部]本部会議における発言及びアドバイザー等の意見を踏まえた新たな課題・対応等

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

難聴者など障がいのある人へ、原発災害情報を説明する手段の確立

3 新たな課題とその検討の方向等

原発災害が発生したときには、住民避難の主体である米子市・境港市が、在宅の災害時要援護者情報を元に、近隣の住民や民生委員などの協力を得て難聴者などに声かけを行うことによって、一刻も早く避難できるよう配慮していただく。

県は、あんしんトリプーメールを活用して防災・危機管理情報を提供するとともに、「災害時要援護者に配慮した市町村防災マニュアル策定指針」の改訂にあたり、難聴者など障がいのある人を含め、災害時要援護者に避難情報が速やかに伝わるような配慮を各市に求めていく。

[未来づくり推進局] 広報

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

- 各部局が所管する緊急広報項目(交通渋滞・規制情報、観光地滞在者向けの避難情報など)を確認できた
- 原子力災害関係についての事前学習・広報が必要となる項目(事象発生から避難指示に至るまでのプロセス、安定ヨウ素剤投与など)を確認できた

2 訓練を通じて明らかとなった問題点

- ① 緊急広報項目を所管する部局との連携が不十分
- ② 安定ヨウ素剤の知識、非常食料の備蓄など、事前の周知・広報が必要
- ③ 専門的用語や数値が多く、現在の状況や見通しなどをわかりやすく伝えにくい。

3 第2項の具体的な対策案

- ① 報道機関への迅速な情報提供と住民向け広報に向けた道路交通情報センターや県警等との連携強化と訓練
- ② 緊急時のHP専用サイトだけでなく、平時からHP等で原子力災害対応の基礎知識を提供
- ③ 日頃から広報班や報道機関向けに専門家も関与する原子力災害関係の学習・研修を行う

[行財政改革局] 広域避難所運営・相談対応

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

- ・県庁内で原子力事故対策に対する認識を高めることができた。
- ・事故後の対応の一連の流れと、関係機関の役割分担、連携を確認できた。

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

○広域避難所運営

- ・自治体及び関係機関が行う避難者支援の総合一体化が必要(たとえば避難輸送との一体的連携)
→指揮命令系統の一元化と情報の共有
- ・ソフト面(計画作成、体制等)、ハード面(設備、資機材)の事前準備の一層の具体化が必要
→自然災害への対応と連携し、真に必要なものを検討、予算化
→自治会(町内会等)単位での避難先確定、訓練実施

○補償相談対応

- ・中国電力との連携が必要 →福島県における事例の把握、中国電力の窓口の確認
- ・窓口の一本化と関係団体との連携が必要 →相談体制全体の中で検討

3 新たな課題とその検討の方向等

- ・避難所における物資調達、救護所等の必要機能の整理と充足体制 →関係部局との連携
- ・自主避難者への対応(自家用車等での避難) →平素からの普及啓発、広報
→自治会(町内会等)単位での避難先確定、訓練実施
- ・生活できる避難所への移動(シェルターから生活できる避難所への移動)
→復興と一体となった出口戦略の構築
- ⇒H23年度中に各種実施計画を概成 →H24に各計画の突合、整合化を図るための課題整理
- ⇒次年度1/四半期に図上訓練等により計画の実効性確保と深化を図る

[地域づくり支援局] 避難住民の運送手段の確保

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

初動連絡体制(鳥取・島根両県、西部総合事務所、米子市、境港市等)は参考になった。

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

今回の訓練は、初動連絡体制の確認が中心であったため、「避難住民の運送手段の確保」について、新たな問題点は明らかにならなかった。

なお、従来からの課題については、以下のとおり。

- まず、避難計画のなかで、一時避難所、避難所などを確定すること。
- その後、輸送計画(危機管理局が外部に委託発注済み)を策定し、対象人数、輸送方法、輸送の実施期間などを明確にすること。
- また、実際には住民の多くが望むであろう自家用車による避難の取り扱いが明確にされていない。

3 新たな課題とその検討の方向等

従来からの課題について、企画部で考え得る避難体制、方法等を想定し、課題解決の検討を行っていく。

- ・県内で対応可能なバス、鉄道等の輸送力の把握、整理
- ・避難形態を想定し、輸送の割り振りの可能性を検討 など

[地域づくり支援局] 私立学校の児童生徒の避難

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

・初動の連絡体制(鳥取・島根両県、西部総合事務所、境港市等)は参考になった。

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

今回の訓練は、初動連絡体制の確認が中心であったため、新たな問題点は明らかにならなかった。

なお、従来からの課題については、以下のとおり。

[現状]

○米子北斗中学・高校とも、避難計画の具体的な検討は行っていない。

[課題]

○避難先の確保

- ・県、米子市の避難計画と併せて避難先の検討をする必要がある。
- ・保護者との連絡等を考慮しておく必要がある。(帰宅させ家族と避難させるのが適当かなど、個別の事情を考慮した対応の検討や保護者との連絡体制の整備など) ※安来からの通学生も8名在校
- ・避難が長期化する場合、授業をどうするかなど検討しておく必要がある。

○全校生徒約300名(中高)を避難させる手段

- ・学校はバス3台(同時に100名輸送可能)を所有しているが、公共交通機関等の利用を含め、全体で調整が必要
- ・生徒の避難状況を正確に把握するため、連絡体制を整備する必要がある。

○時間帯に応じた避難対応の検討

3 新たな課題とその検討の方向等

従来からの課題について、関係部局、地元自治体等の取組状況について情報収集するとともに、企画部で考え得る避難体制や方法等を想定し、学校側に避難計画の策定について、助言・働きかけを行っていく。

[地域づくり支援局]安否状況の確認及び情報提供

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

初動連絡体制(鳥取・島根両県、西部総合事務所、米子市、境港市等)は参考になった。

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

今回の訓練では連絡体制が中心で、避難住民の安否確認に関しては、新たな問題点は見つけられなかった。なお、従来からの課題は以下のとおりである。

○ 安否確認の情報を収集するタイミングや市町村との役割分担の作成が必要。

(例)・集団避難であれば、避難元が避難先に搬送するまでの間にその集団のリストを作成。

・個別避難であれば、避難先が受入れ時にリストを作成。

・要援護者が、まとめて福祉避難所に收容される場合は、避難元が避難先に搬送するまでの間にその集団のリストを作成。

○ 安否情報の集約と提供方法

情報集約と提供の主体や方法によっては、個人情報保護の観点で問題が生じるおそれ。

3 新たな課題とその検討の方向等

従来からの課題について、企画部で考えうる避難体制や方法を想定し、関係部課・市町村等と協議しながら、詳細を検討していく。

[文化観光局] 観光客

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

①観光客への対応については、これまで避難の周知・方法など、「避難」を中心に検討してきたが、スクリーニング検査や除染を要する観光客も存在することが想定されること。

⇒ 観光客に避難等の周知を行う際には、「スクリーニング検査」や「除染」が受けられる場所等も併せて周知する計画とする。

②マイカーや観光バス等による観光客の避難経路は主に「道路」となるが、地域住民の避難と相まって相当の交通渋滞が想定されること。

⇒ 地域住民等に係る避難計画と整合性を図りながら、また関係機関と連携して、極力交通渋滞を惹起しない避難方法の検討を進める。

3 新たな課題とその検討の方向等

[生活環境部]生活物資の確保・供給、ペットの避難他

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

—

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

○ 生活物資の確保・供給、ペットの避難

- ・ 市町村との連携が不可欠。
県庁内の想定だけではなく、市町村と具体的に手法を詰めていく必要がある。

○ その他

- ・ 対策本部会議の会議システムに衛生環境研究所が含まれていない。
(双方向でなくとも、インターネット・庁内LANでの会議放映ができないか?)

3 新たな課題とその検討の方向等

—

[農林水産部] 食料の確保・供給

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

特になし

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

○ 自宅待機者への食料供給

3 新たな課題とその検討の方向等

- 自宅待機者への食料供給は、待機者の把握、供給体制の整備など対応が困難。
各家庭が、日ごろからの防災対策として、3~4日分の非常食の備蓄を行うよう周知を行い
各家庭での備蓄で対応するべきである。

- 避難計画が長期になることを想定するのであれば、検討が必要。

[県土整備部] 道路情報の把握、確保

<p>1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)</p> <p>避難路に係る各道路管理者や県警察の間での情報共有及び関係市町村や住民等への速やかな情報提供に係る連携等について、再確認。</p> <p>⇒道路管理者(国交省、県(鳥取、島根)、NEXCO、市町村)、県警察の間で情報連絡網(ホットライン等)の確認</p>
<p>2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等</p> <p>(1) 正確で速やかな道路情報の把握、提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○速やかな情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・原災法10条通報後、速やかに道路パトロールを実施し、道路の異常の有無を確認。 ○島根県、市町村への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・住民避難に必要な正確な道路情報を速やかに提供。 ○住民、ドライバーへの情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ、カーナビ、インターネット、道路情報板等の活用。 ⇒未整備の県道米子境港線に道路情報板を新設(両方向) <p>(2) 通行支障(不能)区間の早期開放</p> <ul style="list-style-type: none"> ○4日間という避難計画期間があり、極力早期に、交通不能区間(国道431号等)の解放が必要。 ⇒早期交通解放のため、建設業協会の協力関係(応急復旧対応)、また、占有者(電柱等)の緊急対応(電柱倒壊時の対応)等について、平常時から確認が必要。 ○主要道路の工事(水道等占用工事含む)に伴う通行規制箇所について仮復旧等の迅速な対応が必要。 ⇒事前に、占用工事者等と、復旧時間の事前確認や連絡方法について調整。
<p>3 新たな課題とその検討の方向等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧業務の従事者に対する放射線被爆防止対策。 ⇒被服の確保・提供、除染、連続作業時間の制限等、事前の準備、検討が必要。(建設業協会との調整も必要) ○緊急車両(消防、救急、道路パト等)の円滑な通行のため、道路渋滞情報の把握が必要。⇒ 県警察との連携

[教育委員会] 公立学校の児童生徒の避難

<p>1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校における危機管理対応マニュアルに原子力事故に対する対応を付加する必要があること。 ○市町村立学校にあっては、地元自治体の避難計画と整合性をとらなければならないこと。 ○県立学校は生徒の通学範囲が広いことから、地元自治体・関係自治体の避難計画と整合性をとらなければならないこと。
<p>2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事故発生時が児童生徒の在校時、在宅時、通学中のそれぞれを想定したマニュアルを検討する必要がある。 ○保護者や児童生徒本人との連絡手段を具体的にマニュアルで定めておく必要がある。 ○発災時、学校が一時集結所になる可能性が高いことから、当初から一時集結所としての機能を想定しておく必要がある。 ○発災後、避難が長期化することが予想される場合、避難先での児童生徒に対する教育の確保を検討しておく必要がある。 ○教員が避難者となった場合、配置先や任務内容を想定する必要がある。
<p>3 新たな課題とその検討の方向等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県の避難計画の策定状況を見ながら県立学校のマニュアル策定を検討していく。 ○交通機関の確保(企画部)、医療・介護が必要な生徒への対応(福祉保健部)など、各県立学校のマニュアル策定にあたり関係機関との調整を行う。

[警察本部] 交通規制他

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

- 防災関係機関の迅速な情報共有(両県の連携を含むモニタリング情報等)
 - ※ すべての災害活動を行う上での基本
- アドバイザーの出席(アドバイス)
 - ※ 防災関係機関が正しい知識について共通認識を持つことの重要性

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

- 住民の避難誘導対策(4日間での避難対策～実効性についてアドバイザーの方からも一部指摘あり)
 - ※ 避難勧告・避難指示段階と緊急事態宣言時における対応の差異(緊急性、要因等の確保)
- 交通規制に関する住民広報活動の徹底
 - ※ 平素からの住民への広報(アドバイザーからの意見もあり)
 - ※ 自治体、道路管理者との連携(きめ細かい住民広報、物理的規制の必要性等)
- 住民避難時の交通手段の確保(バス、JR利用による避難対策時の運転要員の確保)
 - ※ 規制区域内での活動に業者の理解が得られるか(放射線の影響等への考慮)

3 新たな課題とその検討の方向等

- 福島第一原子力発電所事故と同様、複合災害として発生した場合の対応
 - ※ 地震、津波による被災者等の警戒区域内での救出救助活動と避難対策の同時対応が必要
- オフサイトセンターの運用(情報共有面での重要性はあり)
 - ※ 放射能汚染地域経由(場合により)でのオフサイトセンター派遣について要検討

[企業局] その他

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

3 新たな課題とその検討の方向等

所管する対策担当業務について、発生事案のレベルごとに、どの時点で具体的な行動に移していくのかについて、詳細な行動計画策定が必要。

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

○島根原子力発電所で事故等が発生した場合の初動対応が確認できた(中部は、モニタリング車及びサーベイ車を至急西部へ派遣し、西部支部と連携し調査を行う)

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

○テレビ会議による参加で、説明資料の確認ができない場面、音声が聞こえない場面があった。(緊急時の対応に支障が出るおそれがある。)→確実に情報共有できる体制及び確認の徹底

○西部総合事務所以外の各総合事務所(地方支部)の役割が明確となっていない。→県本部、西部支部、管内市町との連携、役割について検討

○原子力防災についての知識のある職員が少ない→幅広い職員の研修参加

○原子力防災関係機器、専門職員の不足→人形峠環境技術センター、上高原オフサイトセンター等近隣県、機関への協力要請、協定等の検討

○モニタリング計画が示されていない。→各場面ごとのモニタリング計画の作成

3 新たな課題とその検討の方向等

○地震、津波等災害による事故の場合は、中部地域内でも道路、水道等のインフラに被害がある可能性が高い→避難者の受け入れ先でのライフライン被害を想定した対応の検討(受け入れの可否も含めて)

○モニタリング計画の作成

[中部総合事務所] 救急搬送実働訓練

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

○救急車の汚染防止

* 救急車の養生(ビニールシートで覆う部分)の範囲が大きいと酸素マスクなど救命の医療機器の使用ができなくなる

○速やかにスクリーニング・除染結果を救急搬送先医療機関に引き継ぐための仕組みが必要

⇒☆消防局とともに、救急車の養生の範囲について検討

☆除染についての消防隊員への研修

☆複写式の記録用紙、コピー機及びFAXの配置等を検討

3 新たな課題とその検討の方向等

○傷病者であって、スクリーニング・除染会場以外で救急車を要請された場合の救急車の汚染防止

⇒☆救急車要請時には、必ず除染していない旨を伝えるように周知

☆消防局とともに、救急車の養生の範囲について検討

[西部総合事務所] 現地対策本部の運営

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

- 原子力発電所事故発生から避難実施に至る第15条通報までの流れが確認できた。
- 災害対策会議への派遣要請があった時点で、西部総合事務所緊急対策検討会を開催したことで、情報共有が行われ、緊急モニタリングなどの初動判断がスムーズにできた。
- 災害対策本部設置時の情報連絡体制のチェックができた。
- 早期に道路交通状況の情報確認を行ったことにより、現地確認や緊急モニタリングへの活動に役に立った。

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

- テレビ会議音声や島根県対策会議中継など不鮮明。また、webは当事者しか聞こえない。
- 西部へのFAX到達が遅いケースがあり、また、不鮮明でわかりにくい。防災無線FAXが機能しなかった。
- 情報連絡班が電話で内容を聞き取るが、用語が理解できず聞き取りや要約に支障があった。
- 情報のみをもらっても、判断できる人材が西部にいない。現状では本部から具体的な指示をすべき。

3 新たな課題とその検討の方向等

- 両県各市ともに、事故の進展に伴って、情報共有とともに、一体的な対応が必要であるが、相互に距離的・時間的な制約がある。その制約を情報機器のハード面でカバーする必要がある。両県各市を常時テレビ会議で結ぶことや連絡員への情報端末の携帯など情報連絡体制を抜本的に見直す必要がある。
- 原発事故の情報をえても、それがどの程度拡大していくのか判断できる人材を育てなければならない。長期的な人材育成のプログラムを作って専門的な人材を育成すべき。また、情報収集に当たる一般職員にも最低限の研修で知識を身につけさせることも検討する。

[西部総合事務所] 緊急時モニタリングの実施

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

- 鳥取県側の緊急時の体制について、人員の確保と配置、必要な機材、測定手順等の確認ができた。
- 鳥根県ではモニタリングポストが各所に設置されており、リアルタイムで詳細な情報を得ることができると、緊急時移動モニタリングでは、迅速に多くの地点の情報を得ることに力を入れていた。

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

- 今回の訓練ではモニタリングポストの代替として実施したが、緊急時モニタリングの指揮命令系統、測定箇所を選定の検討。
- モニタリング等専門知識を有する人材の育成。
- 鳥取県では、放射線の定点測定の方法が文科省が示した測定指針と異なっており、より時間がかかる測定方法となっている。鳥根県では、この指針よりも更に簡易な方法で測定されていた。
- 来年度には県内各所にモニタリングポストが設置される計画があり、配置されれば緊急時モニタリングの調査地点の充実につながるため、早急の設置を図りたい。また現状を考慮し、可搬式モニタリングポストを先行して喫緊に整備すべきである。
- 緊急時モニタリング調査は24時間体制で長期にわたる可能性があるため他部署からの応援が必要。
- 緊急対応のためモニタリング車及びサーベイ車の西部地区への配置が必要。

3 新たな課題とその検討の方向等

- 鳥根県のモニタリングポストのデータが常時把握できる体制の検討も必要である。
- 鳥根県ではモニタリングポストが設置されているため、緊急時移動モニタリングは補足的な位置づけであり、非常に簡易な方法により測定を行っている。今後、鳥取県にモニタリングポストが設置された場合は、緊急時には1地点でのモニタリングに要する時間を短縮し、放射線の影響が予想される地域でのモニタリングに力を入れるべきである。
- 鳥取県でSPEEDIの配信を受けて、その速報値を読み解き、モニタリング箇所の選定・住民の避難経路等を判断できる人材の確保が必要である。

[西部総合事務所] 避難道路の確保

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

- 鳥根県からの避難者を含む避難ルート確保業務のイメージを認識できた。
- 道路交通状況について、早期確認及び的確に情報提供ができた。

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

3 新たな課題とその検討の方向等

- 災害等の緊急時通行確保のため、工事(水道、下水道等占用工事を含む)に伴う通行規制箇所について、工事箇所の仮復旧等の対処を迅速に行う必要がある。
⇒ H24年度当初に行う道路管理者と占用工事者との連絡会議で、復旧時間の事前確認や連絡方法について協議を行う。
- 地震、津波等の大規模災害が同時に発生した場合における検討も今後必要となる。

[西部総合事務所] 鳥根県対策会議等への連絡員派遣

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

- 鳥根県の対応状況が確認できた。
・対策会議(9:00～)を傍聴、連絡員会議(9:30～ 対策会議結果説明)に出席し、会議の流れ、説明内容、会議資料(「対策会議での検討事項・決定事項(結果)」等)が確認できた。また、連絡員控室の状況(共用のコピー・FAX機が設置、衛星携帯の使用可)も確認することができた。

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

- 専門的知識の習得(人材育成)
・連絡員は、トラブル状況等に関する説明をある程度理解できる知識を習得しておくことが必要
- 派遣要請から到着まで1時間の所要時間
・危機管理局の連絡をから鳥根県庁へ到着するまでに1時間を要する。到着が、対策会議(9:00～)に間に合わなかった場合、鳥根県への報告は、連絡員会議が開催される9:30分以降になり鳥根県緊急参集チームによる対策会議の開催(9:30～)には間に合わない。
- 派遣要員体制の検討
・迅速な報告を行うには、今回の訓練で実施したとおり、対策会議及びオフサイトセンターに各々2名1組の体制で派遣することが適切(当初計画では1名派遣)
・オフサイトセンターへの医療班等の要員派遣及び交替要員の確保も含めて体制の検討が必要。
- 情報通信手段の検討
・写真とかSPEEDI等のカラーの資料を送信する場合も考えられることから、それに対応できる通信手段の検討が必要

3 新たな課題とその検討の方向等

- 危機管理局と協議
・今回の訓練を踏まえ、今後の対応について危機管理局と検討、協議を行う。

[西部総合事務所] 現地確認の実施

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

- 訓練前に資機材の一部が配備され、また、マニュアル案を策定したことなど、出発までの動きがスムーズに運ぶことができた。

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

- 島根県対策会議開催や明確な過酷事故等の場合に、現地確認を実施する必要があるのか。また、その判断をどこがするのか。
- 現地確認動員者は、一般職員であり基礎的な知識がなく、現地確認の方法もわからない。また、島根県への連絡員になることも想定される。
- 西部総合事務所の公用車は、常に予約で埋まっており、執務時間中に派遣要請が来た場合は、公用車の確保しなければならない。

3 新たな課題とその検討の方向等

- いろいろな場面に応じた現地確認体制の検討するとともに、指揮権限者を明確にする。
- 非常用公用車の確保。
- 現地確認動員者に一定レベルの知識は必要。また、島根県との連絡員になることもあり、初動体制の知識も持つておく必要がある。研修や訓練等を通じ、知識に習熟に努めるほかない。

[西部総合事務所] 要援護者の避難

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

(今回は具体的訓練対応なし)

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

- 福祉施設、医療機関等入所・入院者への情報伝達、避難指示及び避難時に必要な具体的支援・人員の提供。
 - ・今後福祉保健部において実施予定の関係機関への実態調査を踏まえて、個別に必要な具体的支援内容の検討を進める。
 - ・非常時には一斉ファックス・メール等により対象施設へ速やかに情報を伝達(箇所数: 89箇所)。また、30km圏域外の近隣の医療機関に対しても避難状況等について、必要に応じて状況提供を行う。

3 新たな課題とその検討の方向等

1 訓練を通じて参考となった事項(良かったと思われる事項)

2 訓練を通じて明らかとなった問題点とその検討の方向等

○ 住民の避難の方法

- ・特に通園・通学者等は、在校(園)時に発災した場合は、帰宅等の避難時に無用な被ばくを避けるため、屋外に出ることなくまずは屋内で待機し、できるだけ被ばくしないようにする対応が必要。
- ・30km以内の小児や妊産婦(及びその家族)は、安定ヨウ素剤の継続投与を避けるため、24時間以内のできるだけ早期に、距離を問わず最優先して避難する必要がある。
- ・屋外へ出るときに体の外部汚染を防ぐ方法についても事前周知が必要。(ジャンパーや雨合羽を羽織る等)

3 新たな課題とその検討の方向等

○ 役割分担の整理

- ・県、市町村及び各機関の機能や能力を把握したうえでの役割分担の整理が必要